

## 給食費の無償化について

学校給食費 令和5年9月・10月・11月分を支援（無償化）します。

物価高騰の影響を受けている保護者の皆様の経済的な負担を軽減するため、橋本市立小・中学校の児童生徒に提供する給食に係る学校給食費を臨時的な措置として、支援（無償化）します。

### 【実施期間】

令和5年9月・10月・11月分

### 【対象者】

橋本市立小・中学校に在籍する児童生徒に提供する給食に係る学校給食費

### 【対象経費】

児童生徒1人当りの保護者負担軽減額（1月当たりの学校給食費の額）

・小学生 4,500円

・中学生 4,750円

※学校給食費を支援（無償化）とした期間も、学校給食の質や量が低下することはありません。